

【2025年度 保護者利用料】

物価の変動や消費税、国の政策変更により改正される場合があります。

施設維持費

65,000円

- 1号認定・2号認定のお子様については、入園許可証が到着後1週間以内に、ご入金をお願いします。
- 3号認定のお子様については、2歳児クラスに進級する年の2月下旬に、ご入金をお願いします。

保育料（毎月）

- 教育・保育給付1号認定の子どもは、教育標準時間に係る保育料が無償化されます。
- 教育・保育給付2号認定で満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子どもは、保育標準時間または保育短時間に係る保育料が無償化されます。
- 教育・保育給付3号認定の子どもの保育料はお住まいの市町村が定めた保育料となります。

3号認定保育料 松江市保育所保育料と同額（2024年度）		単位：円	
世帯の階層区分（父母の市民税額合算）		保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯		0	0
②市町村民税非課税世帯		0	0
③均等割りのみの世帯		4,000	3,900
④市民税所得割課税額 48,600円未満		7,000	6,800
⑤市民税所得割課税額 48,600円以上 72,800円未満		10,000	9,800
⑥市民税所得割課税額 72,800円以上 97,000円未満		13,000	12,700
⑦市民税所得割課税額 97,000円以上 115,000円未満		19,000	18,600
⑧市民税所得割課税額 115,000円以上 133,000円未満		25,000	24,500
⑨市民税所得割課税額 133,000円以上 151,000円未満		30,000	29,400
⑩市民税所得割課税額 151,000円以上 169,000円未満		35,000	34,400
⑪市民税所得割課税額 169,000円以上 202,000円未満		40,000	39,300
⑫市民税所得割課税額 202,000円以上 235,000円未満		44,000	43,200
⑬市民税所得割課税額 235,000円以上 301,000円未満		48,000	47,100
⑭市民税所得割課税額 301,000円以上 349,000円未満		52,000	51,100
⑮市民税所得割課税額 349,000円以上 397,000円未満		56,000	55,000
⑯市民税所得割課税額 397,000円以上		60,000	58,900

※松江市以外にご在住の方は、お住まいの市町村が定めた金額になります。

多子世帯軽減措置 3号認定対象

子どもが複数いる世帯では、対象年齢範囲内で年長の子どもから順に保育料が軽減されます。

松江市の例

	対象	数え方	軽減
3号認定	第2子	同時に2人の子どもが保育所等に入所している場合	通常保育料の半額
	第3子	生計を一にする兄・姉が2人以上いる場合	無料

※上記以外にも、多子世帯・一人親世帯の減免制度があります。詳細は市役所にお問い合わせ下さい。

特別負担金（毎月）

教育の向上を図るために要する費用

1号認定	
教育充実費	4,100円
英語教材費	4,600円
合計	8,700円

2号認定	
教育充実費	4,100円
英語教材費	4,600円
合計	8,700円

3号認定（2歳児のみ）	
教育充実費	4,100円
合計	4,100円

※英語教材費は年中・年長のみ

その他の特別負担金

利用者のみ必要

施設整備費 (バス利用者のみ対象)		5,400円/月	※弟妹同時利用の場合、 第2子以降は半額	
課外教育費	英語	2歳児・年少	4,100円/月	年少 月3回
		年中・年長	5,100円/月	年中・年長 週2回
	体操	2歳児以上	4,600円/月	※入会時に協力金2,000円

※冷暖房費・・・英語年2回×550円 体操年2回×550円

実費徴収 食育費（毎月）

1号認定	
食育費 (内訳)	4,600円 主食費 1,000円+副食費 3,600円

2号認定		
食育費 (内訳)	月～土	6,100円 主食費 1,400円+副食費 4,700円
	月～金	5,100円 主食費 1,100円+副食費 4,000円

※3号認定児は月々の保育料に給食費が含まれています。

※月に1回、お弁当の日があります。

※満3歳児クラスのみ朝おやつ代500円/月

実費徴収

利用者のみ必要

1号認定		
一時預かり保育料（1号認定延長保育料）		
平日	14:30～18:00	800円※1
春・夏・冬休み 平日	9:00～18:00	1,000円※2

※1 おやつ代を含みます。

※2 春・夏・冬休み（平日）の預かりは上記保育料とおやつ代を含む給食費300円（1日分）を徴収します。

2号・3号認定 保育標準時間利用児	
延長保育料	
平日 18:30～19:00	300円

2号・3号認定 保育短時間利用児		
延長保育料		
平日	16:30～18:30	100円/時
平日	18:30～19:00	300円
土曜日	16:30～18:30	100円/時

※2号・3号認定児 延長保育料の上限・・・5,000円/月

※土曜日の保育時間は18:30まで（2号・3号認定児のみ）

【教育・保育給付1号認定の子どもの預かり保育について】

1号認定の子どもで保育を必要とする場合は、支給限度額の上限11,300円の範囲内で、実際の預かり保育料と利用日数×450円を比較して小さいほうが市町村より支給されますので、差額分を園で徴収することになります。ただし、「保育の必要性の認定」が必要となります。